

福 山 市 公告第 1 号
福山市上下水道局

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき、福山市（上下水道局を含む。）が行う工事成績条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定め、2 0 2 5 年（令和 7 年）5 月 9 日以後の入札の公告から適用する。

なお、2 0 2 4 年（令和 6 年）5 月 2 日付け福山市、福山市上下水道局公告第 1 号は、廃止する。

2 0 2 5 年（令和 7 年）5 月 9 日

福 山 市 長 枝 広 直 幹

福山市上下水道事業管理者 小 川 政 彦

工事成績条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格

福山市（上下水道局を含む。）が発注した工事（最終の契約金額が 5 0 0 万円以上のものをいう。）の過去 3 年度間（入札に参加しようとする年度の前 3 年度間をいう。）の工事成績の平均点が、入札に参加しようとする工事の工種ごとにそれぞれ次に定める点数以上であること。

土木一式工事	7 5 点
建築一式工事	7 6 点
電気工事	7 5 点
管工事	7 4 点
水道施設工事	7 5 点